

大阪府下における支店中小企業事業の営業区域の変更について

平成27年3月31日

- ・ 平成27年4月1日付けで、日本政策金融公庫大阪支店中小企業事業を大阪支店中小企業営一事業と大阪支店中小企業営二事業に分割することとなり、以下のとおり大阪府下の支店中小企業事業の営業区域が変更となります。
- ・ これまで以上に、地域に密着しお客さまにきめ細かいサービスを提供することにより、地域経済発展のため尽力してまいります。

【大阪府下の支店中小企業事業の営業区域について】

《変更前》

支店名	事業名	営業区域
大阪支店	中小企業事業	大阪府(大阪西・阿倍野・堺・東大阪支店営業区域を除く)
大阪西支店	中小企業事業	大阪府大阪市のうち西区、港区、大正区、浪速区、西成区及び住之江区
阿倍野支店	中小企業事業	大阪府大阪市のうち天王寺区、生野区、阿倍野区、住吉区、東住吉区及び平野区
堺支店	中小企業事業	大阪府のうち堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、和泉市、高石市、泉南市、大阪狭山市及び阪南市並びに泉北郡、泉南郡及び南河内郡
東大阪支店	中小企業事業	大阪府のうち東大阪市、八尾市、松原市、大東市、柏原市、羽曳野市及び藤井寺市



《変更後(4月1日以降)》

支店名	事業名	営業区域
大阪支店	中小企業営一事業	大阪府大阪市のうち北区・福島区・此花区・西淀川区・淀川区及び東淀川区並びに豊中市、池田市、吹田市、高槻市、茨木市、箕面市及び摂津市並びに三島郡及び豊能郡
	中小企業営二事業	大阪府大阪市のうち都島区・中央区・東成区・旭区・城東区及び鶴見区並びに守口市、枚方市、寝屋川市、門真市、四條畷市及び交野市
大阪西支店	中小企業事業	変更なし
阿倍野支店	中小企業事業	変更なし
堺支店	中小企業事業	変更なし
東大阪支店	中小企業事業	変更なし